○経済産業省告示第四十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

平成二十六年二月二十七日

経済産業大臣　茂木　敏充

表

番号	業種	指定期間
一	養蚕農業（製造加工設備を有する蚕種製造業に限る。）	平成二十六年三月三日から平成二十六年三月三十一日まで
二	大理石採石業	
三	ドロマイト鉱業	
四	長石鉱業	
五	造園工事業	
六	鉄筋工事業	
七	石工工事業	
八	床工事業	
九	内装工事業	
十	金属製建具工事業	
十一	木製建具工事業	
十二	防水工事業	
十三	電気配線工事業	
十四	一般管工事業	
十五	冷暖房設備工事業	
十六	給排水・衛生設備工事業	
十七	その他の管工事業	
十八	部分肉・冷凍肉製造業	
十九	肉加工品製造業	
二十	精米・精麦業	
二十一	清涼飲料製造業	
二十二	蒸留酒・混成酒製造業	
二十三	単体飼料製造業	
二十四	有機質肥料製造業	
二十五	製糸業	
二十六	化学繊維紡績業	
二十七	横編ニット生地製造業	
二十八	綿・スフ・麻織物機械染色業	
二十九	絹・人絹織物機械染色業	
三十	織物整理業	
三十一	綿状繊維・糸染色整理業	
三十二	ニット・レース染色整理業	
三十三	繊維雑品染色整理業	
三十四	綱製造業	
三十五	その他の繊維粗製品製造業	
三十六	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
三十七	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
三十八	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
三十九	ニット製外衣製造業（アウターシャツ類，セーター類などを除く）	
四十	ニット製アウターシャツ類製造業	
四十一	セーター類製造業	
四十二	その他の外衣・シャツ製造業	
四十三	織物製下着製造業	
四十四	ニット製下着製造業	
四十五	補整着製造業	
四十六	帽子製造業（帽体を含む）	
四十七	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業	
四十八	寝具製造業	
四十九	毛布製造業	
五十	他に分類されない木製品製造業（竹，とうを含む）	
五十一	建具製造業	